**山荘運営規定**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 昭和４１年１１月　６日　制定

　　 平成２３年１０月０１日　改訂

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　５年　８月　５日　改訂施行

**「前　文」**

しじま小屋及びしじま山荘（以下、山荘という）は東京理科大学ワンダーフォーゲル部OB会(以下OB会という)会員と東京理科大学ワンダーフォーゲル部員(以下、TRWV部員という)の努力の結晶であり、団結の賜物である。我々はこの山荘を我々の親睦の絆とし、OB会の未来への発展の足がかりにしようと思う。この山荘はその目的のために、OB会員とTRWV部員の全てに平等に開かれたものであるが、そのために生じる義務もまた全員が負うことを忘れてはならない。

**「山荘の所属」**

第 １条　山荘の所有者はOB会とする。但し、登記等の場合には総会の議決によって、特定の会員の個人名義を使用する場合がある。

第 ２条　第1条で名義を使用された個人は、それによって何らの利益、不利益を被ってはならない。

**「現地相談役」**

第 ３条 塩島家(民宿 秀岳)には、山荘周辺地域との折衝、現地における数々の便宜、山荘への気配り等のご厚情を賜っている。このことで山荘の運営が成り立っていることを肝に銘じ、この友好関係を維持継続するために努めなければならない。

**「山荘の運営」**

第 ４条 山荘の運営管理はOB会の合議に基づき行う。

第 ５条　OB会は、OB会員とOB会代表によって構成する。

第 ６条　OB会代表は例会が選出する。OB会員は等しくその責務を負う。

第 ７条　OB会は例会において開催する

第 ８条　OB会は山荘の運営を円滑に行うために、会計、備品及び、その他必要と思われる係をおくことができる。係はOB会が選出し、任期は特に定めない。

第 ９条　OB会は現地地域との折衝事項及び、山荘本体、付属設備、備品、燃料、什器等の維持・整備について細則を定め、山荘運営に支障のない様にしなければならない。

**「罰　則」**

第13条　OB会は使用者が山荘及び山荘に属するものに損害を与えた場合は、故意、過失を問わず使用責任者に損害賠償を請求できる。

第14条　OB会は山荘の運営に著しく不利益になると考えられる場合は、山荘の使用を認めないことがある。

**「その他」**

第15条　OB会は山荘の運営に必要な労役をOB会員及びTRWV部に要請することができる。